

保護者各位

西東京市教育委員会
西東京市立田無第一中学校

令和7年度西東京市立小・中学校の治癒証明書の取扱いの変更について

日頃より、学校保健事業に対するご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

令和7年度からの小・中学校での治癒証明書の取扱いについて、下記の通り変更いたします。ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

記

1 これまでの治癒証明書の運用について

西東京市では、学校保健安全法に規定がある学校感染症（新型コロナウイルス感染症を除く）に罹患した際には、感染拡大防止を目的として、医師が発行する治癒証明書を学校に提出することにより出席停止の解除を行っておりました。

2 インフルエンザの取扱いについて

インフルエンザについては、これまでの治癒証明書を廃止し、療養証明書に変更します。療養証明書は、インフルエンザ診断時に証明をいただくものとなりますので、これまでのよう治癒を確認するための通院は不要となります。また、療養証明書の発行については保護者様の費用負担はありません。療養証明書の様式は西東京市内各医療機関に配布しております。また、市ホームページに4月に掲載予定です。療養証明書の保護者記載欄に必要事項を記載のうえ、学校に提出することにより出席停止が解除となります。

3 新型コロナウイルス感染症の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症については、これまで治癒証明書は不要としておりましたが、インフルエンザと同様、療養証明書を提出することとします。療養証明書の様式は、インフルエンザと併用となります。

4 その他の学校感染症について

学校保健安全法に規定があるインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く学校感染症（ブール熱、水痘等）については、これまでと同様、治癒証明書の提出が必要となりますので、治癒を確認するための通院が必要となります。

お問い合わせ先

西東京市教育委員会学務課保健給食係

042-420-2825(直通)

◎受診先の病院で治癒証明書または療養報告書が発行できない場合

学校のHPに掲載しております「治癒報告書」に保護者が必要事項をご記入のうえご提出ください。
「治癒報告書」は、学校のHPからダウンロードできます。

参照

	西東京市内の医療機関		西東京市外の医療機関 「 <u>治癒証明書</u> 」または「 <u>療養証明書</u> 」の 発行ができない医療機関	
	令和6年度まで	令和7年度より	令和6年度まで	令和7年度より
インフルエンザ	治癒証明書	療養証明書		
新型コロナウイルス	提出なし	療養証明書		
感染性胃腸炎 溶連菌感染症 など	治癒証明書	治癒証明書	学校のHPに掲載しております 治癒報告書	

※学校において予防すべき感染症

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、百日咳、麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘、
咽頭結膜熱、結核、感染性胃腸炎、溶連菌感染症、など